

シンポジウム「新保険法の課題と展望」

立命館大学 竹 濱 修

はじめに

本シンポジウムは、新しい「保険法」の 2010 年 4 月 1 日施行に向けて、今後検討されることを要するいくつかの重要論点を取り上げ、法的な考察とともに、保険学の見地からも考察を加え、新法の実施をより実りあるものにするを目的とする。

保険法は、保険契約の問題について、消費者保護の観点をはじめ、新しい考え方や制度を導入して現代的な解決を示している。しかし、すべての問題について法律の規定として作り上げてはおらず、なお本法の解釈や実務の進展に委ねている問題もある。

以下の報告では、報告者の関心にしたがって重要問題を取り上げ、総論的課題、損害保険の課題、生命保険・傷害疾病定額保険の課題、そして保険理論から見た保険法の課題が順に論じられる。その上で、保険法の立案担当を務められた方の意見を交えて、まず、報告者間の議論をし、さらにご出席の皆様との質疑を経て、議論を深める予定である。本シンポジウムが、保険法の課題と今後の展開について何らか学問的に寄与することができれば幸いである。

総論的課題について
—契約類型間の規律の相違点と、規律の性格の問題を中心に—

立命館大学 村田敏一

本報告では、当シンポジウムの取り扱う課題の中で、総論に分類されるテーマを分担するものとする。報告者の関心領域は、大きくは三つに類別される。第一は、保険法の採用した保険契約類型間での規律内容の相違につき、その合理性を検証することとする。第二は、保険法が採用した規律の性質に関する三分法（強行規定・片面的強行規定・任意規定）につき、幾つかの解釈問題を検討の俎上にのせることを通じ、各規律の特質の解明に努めることとする。第一のテーマが、主として立法の妥当性の検証に比重が置かれるという意味において、立法論的な課題に係るものであるのに対し、第二のテーマは、保険法の採用する規律分類法（三分法）の合理性を前提としつつ、その規律の全体構造の分析を通じて、民法一般の規律体系の在り方に関する若干の示唆を抽出しようとするものである。最後に第三テーマとして、幾つかの具体的な解釈問題を採り上げる。

第一のテーマに関しては、傷害疾病定額保険契約と傷害疾病損害保険契約間の規律の相違の合理性や、あるいは、新保険法が、傷害疾病保険契約についても死亡給付を容認したことから生じる生命（死亡）保険契約と傷害疾病定額保険契約間の規律の齟齬に、検証対象は集中的に現れる。まず、被保険者同意が要求される契約類型が、死亡保険契約における規律と異なり、傷害疾病定額保険契約にあつては、給付事由が傷害疾病による死亡のみの契約に限定されたことについては、立法論的には、整合性・徹底性を欠き新保険法の体系性を減殺するものとしてネガティブな評価を下さざるを得ない。次に、いわゆる保険金請求権の固有権性については、生命保険契約や傷害疾病定額保険契約においては、新保険法下でも、その固有権性が認められることとは異なり、傷害疾病損害保険契約における死亡給付の相続人は、固有権としてではなく、承継的に請求権を取得するものと解さざるを得ない。こうした契約類型間での規律の相違は合理的なものと評価される。新保険法で新設された被保険者による解除請求に関する規律内容は、死亡保険契約・傷害疾病定額保険契約・傷害疾病損害保険契約の三者の間で、微妙な相違を見せる。基本的には、被保険者同意がない場合には無要件的な被保険者による解除請求が可能なものと整理されるが、法的安定性確保の観点からは、こうした整理には疑問が感じられるとともに、そもそも被保険者同意が要求される範囲が狭められたことが、こうした合理性に欠ける規律内容に結びついたものと評価される。同じく新保険法で新設された介入権制度は、その差押権者の権利を制約する機能から、法定されたもの以外の契約類型では任意にも導入出来ない。しかし、長期契約である傷害疾病損害保険契約に関しても、実質的には保険料積立金は生じているし、また死亡による給付が容認されていることから被保険者の相続人による介入権行

使のニーズは存在する。立法論的には、当該契約類型についても介入権を規定すべきものと考えられるとともに、さらに、そもそも、新保険法が損害保険契約はすべて短期保険契約と看做すがごとき規律内容を採用したことに疑問が抱かれる。

第二のテーマに関しては、新保険法が採用した強行規定・片面的強行規定・任意規定の三分法は妥当なものとして評価されつつ、特に強行規定の性格については、相当程度の多様性が見出される。特に、新保険法が、公序概念のみに依拠せず、契約の効力要件・対抗要件に関する規律の中核部分を明確に強行規定として整理したことには大きな意義が見出せる。一方で、任意規定についても、その約定による修正の限界（合理性の範囲）をいかに確定させるべきかという困難な解釈問題が生じる。本報告では、保険金受取人に関する規律を素材として、強行規定の解釈の在り方につき具体的な考察を行う。また、片面的強行規定の解釈に関しては、新保険法下での告知義務に関する規律を採り上げ、特に、プロラタ主義の採用が許容される範囲や、免責に関する因果関係不存在則とプロラタ主義採用との関係につき、考察を行う。そこでは、因果関係不存在則は、独立した片面的強行規定であり、プロラタ主義を採用したとしても、特約でのその排除は許されないものとする解釈が示される。

第三テーマに関しては、解釈問題として見解の対立が見られる三つの問題が採り上げられる。まず、定額現物給付保険契約につき、新保険法がそれを典型契約化しなかった問題に関しては、私法（民事基本法）にはそもそも公序良俗に反しない限り一定の契約類型を禁止する機能はないものとする立案担当者の理解の在り方が支持されるとともに、共済契約も含めて、消費者保護の徹底を図る観点からは、むしろ当該契約類型を典型契約化すべきであったものとされる。次に、損害保険契約における詐欺的な給付請求と重大事由による解除権の解釈に関しては、片面的強行規定である重大事由解除の解釈の在り方として、保険給付に関する不正請求に関し、不正請求前に発生した保険事故につき保険者免責とする約定を無効と解する立案担当者の解釈が支持される。因果関係不存在則と因果関係の解釈に関しては、免許証の色（ゴールド免許等）についての不実告知と具体的な保険事故の間には、相当因果関係は見出せないため、免許証の色の不実告知につき、解除事由とはなっても因果関係不存在則との関係では、原則、免責とすることは出来ないものとする立案担当者の解釈が支持される。保険法解釈の在り方としては、我が国の民事法体系を前提とし、保険法の各条文を有機的に視野に入れる中で、条文の文理や、立案担当者の解説を踏まえた解釈を行う必要性があるものと考えられる。

損害保険における課題

—因果関係不存在則、危険変動の問題を中心として—

北海道大学 山本哲生

1. 因果関係不存在則について

告知義務違反により保険契約を解除した場合の保険者の免責につき、いわゆる因果関係不存在則がおかれている。すなわち、保険事故発生後に解除した場合、告知義務違反にかかる事実に基づかずに発生した保険事故による損害については保険者は免責されない（保険 31 条 2 項 1 号）。この規定は片面的強行規定であり、この規定に反して保険契約者または被保険者に不利な約款は無効となる（保険 33 条 1 項）。

因果関係不存在則が片面的強行規定であることと関連して、たとえば、自動車保険における免許証の色の不実告知について、不告知事項と保険事故の間に因果関係があるという解釈ができるかどうか、因果関係不存在則を適用しないという約款が認められる余地がないのが問題となっている。後者については、典型的には、告知義務違反の効果としてプロラタ的な処理を定めると同時に因果関係不存在則を外すという約款の効力が問題となる。

ある約款が片面的強行規定よりも不利かどうかの判断基準については、判例はいわゆる総合判断法をとっている（借地法について、最判昭和 31・6・19 民集 10 卷 6 号 665 頁）。それに従えば、因果関係不存在則自体に関しては不利であっても、他の点で有利な扱いを定める約款は有効と判断する余地がある。もっとも、因果関係不存在則の趣旨を害さないかどうかについては慎重な判断が必要である。そこで、因果関係不存在則の捉え方、特約の効力についての基本的な考え方、特に免許証の色のような事項についての考え方につき検討する。

2. 危険増加について

保険法は契約締結後に危険が増加したときの権利義務の再調整の仕組みについて、一定のルールを片面的強行規定として定め、後はそのルールに反しない限りで契約の定め委ねるという考え方をとっている。具体的には、危険増加があっても保険料を増額すれば保険契約を継続できる場合には、原則として保険者は契約を解除できないという考え方に立ったうえで、保険者が契約を解除できる要件とその効果を片面的強行規定として定めてい

る（29 条 1 項、31 条 1 項 2 項 2 号、33 条 1 項）。危険増加の際の保険料増額の手続、危険増加によりもはや保険契約を継続できなくなった場合の処理については、法律では規定されておらず、直接的には約款の定めに委ねられることになる。

この約款に委ねられた事項については、基本的には契約自由に委ねられているものと思われるが、場合によっては保険法上の片面的強行規定と抵触するかどうかの問題になることもあるかもしれない。また、家計保険のような消費者取引という点からは消費者契約法 10 条等の不当条項規制として問題になることもあるかもしれない。本報告では、約款に委ねられたいくつかの事項について、このような観点から検討する。保険料の増額によって保険契約を継続できる場合の保険料増額手続について、保険者による一方的な増額請求権の妥当性、一方的増額請求による追加保険料の不払いと保険者の免責の仕組み、危険増加により引受範囲外となった場合の規律等につき検討を加えたい。

3. 重複保険について

重複保険における保険金を支払った保険者の求償について、2 つの考え方がありうるように思われる。すなわち、各保険者の債務はまったく独立しているが、債務の合計額が損害額を超える場合には、合計で損害額を超える保険金が支払われないようにしつつ、保険金支払が円滑に行われるよう調整が必要となるので、調整の規律を定めたものという考え方と、(不真正) 連帯債務的な観点から各保険者の債務が相互保証の関係にあるので、先に弁済した者に求償を認めるという考え方のどちらも理論的にはありうるように思われる。負担部分につき、前者では常に保険法 20 条 2 項の通り独立責任額を基準として決まると考えることになる。後者では、連帯している債務について求償を考えるので、保険法 20 条 2 項は各保険者が被保険者に対して独立責任額の債務を負うという同条 1 項を前提としたものであると解釈することになる。

それぞれの立場により細かな解釈論ではいろいろな違いが出てくるであろうが、考え方の大きな違いとして、たとえば前者の考え方であれば保険金債務の額を基準としないで常に独立責任額を基準として負担部分が決定されるので、保険金債務の額よりも負担部分の方が多ということも起こりうる。それぞれの考え方の違いについて検討する。

生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約の課題

一 保険金受取人の変更と介入権を中心として

大阪大学 山下典孝

I はじめに

本報告は、平成 19 年 6 月 6 日に公布され平成 21 年 4 月 1 日施行予定の保険法（以下、「保険法」と称する）において、保険金受取人の変更、介入権を中心に、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約の課題について検討を行うことを目的とするものである。

II 保険金受取人の変更に関する課題

保険法においては、保険金受取人の変更の意思表示を保険者に限定し、保険金受取人の変更の効力発生時を保険金受取人変更の通知が保険者に到達することを条件に、通知の発信時に遡って効力を認める（保険法 43 条 2 項・3 項、72 条 2 項・3 項）。

そこで問題となるのは、通知の発信と、保険者への到達をどの時点において認めるかである。保険契約者が家族や友人等に保険金受取人変更書類を手渡した時点で通知の発信と考えられるか、コールセンターに連絡をして担当者と保険契約者が具体的に保険金受取人の変更についてやり取りを交わした時点で到達と考えられるか、営業職員に対し保険金受取人変更書類を手渡した時点で到達と考えられるか等、簡単な想定事例で検討を行う。

妻、子、配偶者、相続人という抽象的な保険金受取人の指定（決定）も許されている。傷害疾病定額保険契約の約款では、保険金受取人を具体的に決めていない場合には、被保険者の法定相続人が保険金受取人となるとされている。従来解釈では、保険事故発生時に、妻、子、配偶者、相続人の地位にある者が保険金受取人となると解されていた。保険法では後述の一定の保険金受取人の介入権が制度上認められたことから、契約成立段階から誰かが保険金受取人となっていることが必要となる。保険法施行後は、抽象的な決定をした場合、その決定時に、妻、子、配偶者、相続人の地位にある者が保険金受取人とされることになると考えられる。万一、その地位にある者がいない場合には、誰が保険金受取人となるか解釈上問題となる。

保険法 43 条 1 項、72 条 1 項は任意規定とされており、保険金受取人変更に関して保険者の同意を得ることを要件とすることは認められると解されている。この規定の導入は、共済のように共済契約者の福利厚生という観点から一定の者に共済受取人の範囲を限定する必要性があることを念頭に、従来、共済団体の同意を得ることとしてきた規約内容を維持するために設けられたものと考えられる。その趣旨を考えれば、民間の保険会社におい

て保険金受取人の変更の際に保険者の同意を得るとする約款条項を新設することは許されないものと解するのか、また共済契約においていかなる場合においても、共済団体の同意がなければ変更は認められないかが問題となる。

保険法においては遺言による保険金受取人の変更を「遺言の効力」として認める。一定の親族のみを保険金受取人に変更する旨の制限付きで遺言による保険金受取人を認めることは許されるか、遺言と保険者免責との関係、遺言作成後になされた保険者に対する保険金受取人変更の意思表示・保険契約の復活・保険契約者の変更との関係について検討する。

保険法においては、保険金受取人が保険事故発生前に死亡した場合には、保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となるとされている。この場合の保険金受取人の相続人の範囲は民法の規定に従って決められるものと解されるが、その範囲について検討する。

III 介入権に関する課題

保険法においては、差押債権者等が保険料積立金のある死亡保険契約及び傷害疾病定額保険契約を解除しようとした場合、当該保険契約の保険金受取人（保険契約者を除く、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る。）に保険契約の継続の機会を与える趣旨で介入権を認める。上記の趣旨のみならず、差押債権者等の解除権者の権利保護、保険者の事務処理等における過度の負担の回避、といった点も考慮する必要がある。保険契約者の同意を得た介入権者は、解除の効力が生じるまでに保険者に対する解除通知到達日における解約返戻金相当額を解除権者に支払う必要がある。解除通知到達日における解約返戻金相当額については保険者に問い合わせをする必要があるが、保険者の過度の負担を回避する必要性から、保険契約者と共に介入権者が保険者に対して当該額の確認を求めることは許されるものと考えられる。

解除通知から 1 ヶ月未満に事前の約定により当該保険契約が終了する場合、保険金受取人の介入権は認められず、即時解除として処理されるか、この場合も介入権は認められるが、約定されている契約終了時に清算して処理することとなるか。具体的な例としては、生死混合保険契約において解除権通知から 1 ヶ月未満に満期日が到来するような場合、契約が失効した場合、保険者による契約解除がなされた場合等が考えられる。1 ヶ月未満の保険契約の場合でも介入権者の介入権を認め、さらに解除権者の利益保護との調整を図る解釈が必要となるものと考えられる。また生死混合保険契約において、死亡保険金受取人と満期保険金受取人が異なる場合、保険法 60 条～62 条の類推適用によって満期保険金受取に介入権が認められることとなるかが問題となる。

保 險 理 論 か ら み た 保 險 法

－ 効 率 か 正 義 か －

一橋大学大学院商学研究科 米山高生

本報告は、保険法の成立過程において審議された、いくつかの問題をピックアップして、経済学をベースとした保険理論の立場から検討することを課題とする。他の報告者が法律家であるのに対して、いささか特殊な観点からの報告となる。しかし、あえて法律とは異なる視点から検討を加えることによって、保険法の解釈のための新しい材料を示すことができれば、本稿の検討も無駄ではないものと考えている。

本報告は、「まえがき」を除けば、三つの部分から構成されている。最初の部分では、保険契約法と保険監督法の意義と機能について、保険理論から検討した。両者の区別については、法律学において明確な線引きが行われているようだが、保険理論からみるとやや異なる線引きが可能である。

保険契約は市場をとおした私契約である。その契約が効率的であるためには、市場にまかせておくだけでは十分ではない。なぜならば、保険契約には情報の非対称性から生じるインセンティブ問題が存在するからである。保険契約者の私的情報を保険者がコストなしで知ることができない場合には、逆選択やモラルハザードによって、保険者が引き受けたリスクの損失結果が、合理的に予想される期待損失額よりも悪い結果となってしまう。保険契約法において、他の一般的な契約以上に契約者に対する強い制裁規定があるのは、逆選択やモラルハザードによって生じるコストを小さくして、効率的な保険市場を達成しようとするためであると考えられる。

これに対して保険監督法は、逆の情報の偏在が対象となる。逆の情報の偏在とは、保険者が保険契約に関する知識・能力において保険契約者よりも優位であるという情報ギャップのことである。保険監督法は、この情報ギャップのために起こりうる公正でない取引を防止することをとおして契約者保護をはかる法律であると考えることが出来る。

保険理論の立場からいえば、保険契約法は、契約者の私的情報という非対称性によって生じるコストを最小化することによって契約者利益をもたらすものであり、保険監督法は、保険者の情報優位という非対称性をもたらす契約者への弊害を極力押えることによって契約者保護を達成するものである。

次の部分では、新保険法からいくつかのトピックスをとりあげて、保険理論から再検討する。この部分が、もっとも重要な部分であり、報告ではもっとも時間を割くつもりである。取り上げる予定のテーマをあげると、「保険金支払いの履行期と遅延利息」、「被保険者の解除請求」、「契約前発病による問題とその解決方法」、「危険の変動」、「同意のない未成年の生命保険」、「片面的強行規定：契約者保護と契約者利益」である。

「保険金支払いの履行期と遅延利息」については、法律実務と経済の論理とのギャップが論じられるが、保険法のトピックスとしてはそれほど重要なものではない。「被保険者の解除請求」については、被保険者の解除請求の条件に情報の非対称性にもとづくインセンティブ問題が存在しないことを明らかにし、市場の観点からいえば、保険契約者の財産権に対する被保険者の心理的な不安定性の問題に帰結するのではないかと論じる。「契約前発病による問題とその解決方法」では、保険理論の立場から、告知義務との間に合理的な相違があるということを明らかにする。「危険の変動」においては、保険理論の立場から、危険（期待損失額）の増加の要因を整理することによって、実務的対応の可能性について再検討する。「同意のない未成年の生命保険」においては、保険理論の立場から、この議論について一定の反省をこめて振り返ってみたい。「片面的強行規定：契約者保護と契約者利益」では、法律的には問題がない片面的強行規定の運用であるが、保険理論の観点からみると、かならずしも明確でないものが存在することを指摘する。これらのテーマのすべてを時間内で報告することは難しいかもしれないが、時間の許すかぎり言及するつもりである。

最後に、保険法の立法過程に関与した非法律系委員としての経験をとおして、経済学と法律学の目的について率直に考えたことを述べたい。副題にかかげた、「効率か正義か」というテーマである。保険契約者を保護することは正義であるが、それが行過ぎるとそのコストが付加保険料に跳ね返らざるをえない。近年の契約者保護は、効率を無視して成り立たないといわれるが、契約者の行動が変わらないとすれば、契約者保護のためのコストとその結果生じる便益の間のトレードオフ関係は厳然として存在する。効率と正義という二つの目的が両立する条件について検討を行なって、本報告の結びとしたい。